

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N633
2023.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 全面勝訴！ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟 大阪地裁判決のご報告…………… 中島宏治
コロナ給付金をめぐる「不備ループ」問題で、国を提訴…………… 大久保佐和子
〈会員の皆様（採用ご担当の方へ）〉四団体法律事務所説明会の参加申し込みのご案内
同性事実婚に扶養を認めなかった北海道及び地方職員共済組合の対応に、
国賠法一条一項の違法はないと判断した札幌地裁判決について…………… 本橋優子
任期延長を理由とする改憲策動に反対する院内集会に参加しました…………… 笹山尚人
【議長トーク】「修習生委員会合宿の思い出」…………… 笹山尚人



越前大野城に着く

全面勝訴！ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟 大阪地裁判決のご報告

大阪 中島 宏治

一 全面勝訴の大阪地裁判決

本年（二〇二三年）九月二十七日、大阪地方裁判所は、かつて熊本県内や鹿児島県内の不知火海一円に居住し、日常的に不知火海産の魚介類を摂食していたために水俣病に罹患したとして、国、熊本県及びチッソ株式会社に対して損害賠償請求を求めていた集団訴訟について、原告二二八名全員の請求を認容する判決を言い渡した。

原告らは、当初の居住地から大阪府などの西日本や中部地方に移住していた人々で、症状が出たときに地元を離れていたことから、症状に苦しみながら医療機関を受診しても原因不明とされ、水俣病被害者であることさえ知ることができずにい

た方や、また水俣病との診断を受けていても従来の救済枠組みによって救済されてこなかった方々である。

今回、原告二二八名全員が水俣病と認められたことは、現在の水俣病の救済制度が誤っていたことを正面から認めるものであり、その意義は大きい。

二 従来の救済枠組みと近年の裁判例

四大公害裁判を経て、「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「公健法」という）による水俣病認定制度が発足した。

しかし、公健法に基づく認定者はわずか三〇〇〇人（新潟水俣病を除けば二三〇〇人弱）である。複数の症状の組み合わせを要求した昭和五二年判

断条件通知により認定患者は激減し、現在でもこれに準じた運用を国は続けている。

その後、集団訴訟により救済の枠が広がっては期間を限定して打ち切るということを続けており、二〇〇九年（平成二二年）に「水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすること」等を目的として成立した水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「水俣病特措法」という）による救済も、二〇一〇年（平成二二年）五月に受付開始されたが、二〇二二年（平成二四年）七月三二日に受付が終了されてしまっていて、その申請に間に合わなかったり、締め切り後に水俣病の疑いが生じたりしたケースもあった。

このような状況の中、救済を求めて公健法につ

露の内容・程度、症候の内容(奇与危険度割合等の算定の対象となつた中核的な症候以外に、当該曝露を受けた者に典型的に生じる症候の有無を含む)、発症に至る経過、他原因の可能性の有無等を総合的に考慮して、本件患者それぞれについて法的因果関係の有無を判断すべきものである。」と述べている。

(2) 特措法対象地域や対象年代を超えた救済をしたこと

前記の疫学的研究の成果を踏まえ、対象地域に関しては、地図にある特措法対象地域以外にも、姫戸町、倉岳町、新和町、河浦町宮野河内地区、旧長島町、阿久根町、山野線沿線に居住していた原告らも水俣病であると認めている。

さらに、特措法が対象としていた昭和四四年(一九六九年)二月以降に出生した原告四名についても水俣病であると認めている。

(3) 机上の学問的な理屈よりも被害実態を重視したこと

国は、従来の学問的な理屈により、メチル水銀の発症閾値を考慮すると水銀の曝露が広がらないとか、遅発性水俣病は一か月かせいぜい数年であるとか、水俣病が器質性疾患であることからすれば症候が変動することは水俣病の病像論と整合しないなど、極めて机上の学問的な理屈を大展開し

て水俣病を否定しようとした。

しかし、本判決は、被害実態や従来の研究成果をもとに、いずれの観点においても水俣病を否定することができないと判断している。

(4) 除斥期間の主張を排斥したこと

また、本判決は、不法行為から二〇年が経過すれば損害賠償請求ができなくなるという被告らの除斥期間の主張を排斥して、起算点を水俣病の診断を受けた時として原告らの請求を認めた。

四 これからの闘い

被告らはいずれも控訴し、舞台は大阪高裁に移った。国は、大阪地裁判決を科学的知見や最高裁判決に反するなどキャンペーンを打ち出し、あたかもこの判決が例外的な判決であるかのように反転攻勢を強めている。

私たち弁護士は、二〇二四年三月二二日には熊本地裁判決、同年四月一八日には新潟地裁判決を控えており、これらの判決で勝訴することにより、国の姿勢が間違っていることを明らかにして、世論を味方に再び全面解決に向かって進めたいと考えている。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜みなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

「コロナ給付金をめぐる 「不備ループ」問題で、国を提訴

東京 大久保佐和子

コ ロナによる外出規制や外出自粛の中で、売り上げが落ち込んだ中小企業や個人事業主の営業や生活を支える制度として、複数の給付金制度が設けられました。

そのうち「月次支援金」の不支給決定を受けたH社と、「二時支援金」の不支給決定を受けたS社が、国に対しそれぞれの給付金の支給等を求めて訴訟を提起しました。H社は不支給となった四か月の月次支援金七九万四二八円及び慰謝料、S社は六〇万円の一時支援金と慰謝料、そして、予備的請求として給付金相当額の損害金を請求しています(本年六月二二日提訴、二月八日第一回口頭弁論期日)。

月 次支援金制度は、二〇一九年あるいは二〇二〇年の同じ月と比較して二〇二二年四月以降の売り上げが五〇%以上減少したなど、いくつかの要件を満たした場合に一月につき二〇万円を上限に給付金が支給されるものです。

H社は、二〇二二年四月分から九月分の各月について、月次支援金の給付を申請し、四月分及び五月分は、申請後まもなく給付金が支給されました。ところが、六月分から突然、申請に「不備」があるため、その不備を解消するようという通知が届くようになります。

しかし、売り上げが前年度の五〇%以上減少など要件は満たしており、六月分の申請の際に提出した書類(確定申告書や会社の謄本、売上台帳など)は、四月分及び五月分の申請時とほぼ同様で、

違いは六月分の売上額等を反映させたなど、不支給決定にはおおよそなりえない部分の相違しかありませんでした。

しかも、「不備」を解消するように求める通知には、どんな不備がありどう修正すべきかという具体的な指摘がなく、H社が最終的に繰り返し指摘を受けたのは、「毎日複数回の取引を行っていることが確認できませんでした。上記が確認できる書類をご提出ください。」というものでした。

しかし、H社は食器の小売りとホテル等への引き出物としての食器販売をメインにしている千葉県にある会社(もうすぐ創業二〇〇年)で、必ずしも毎日売買取引があるわけではありませんし、そもそも四月分及び五月分の申請の際にはそのような指摘は一切受けずに月次支援金が支給されて

います。

それでも、「不備」を解消するように求められたため、H社は手探り状態で、資料を大量に提出しました。申請手続きはインターネット上で行わなければならない、資料を提出するにはPDFにするなどデータ化する必要があったため、各月のレシートを何十枚とスキャンして保存し提出するなど、膨大な時間と労力を費やして何度も申請を繰り返しました。しかし、「不備通知」が届き続け、六月分から九月分まででその数は六〇通以上にも上りました。

この「不備」の解消を求める通知には、相談窓口の連絡先が記載されていて、相談窓口と審査部（支給決定の可否を判断する担当部）は連携していません、との記載もありました。

H社の代表者は何度も相談窓口で電話をして、何を提出すれば「不備」が解消されるのか問い合わせてきましたが、電話に出た担当者の歯切れは悪く、明確な回答は得られませんでした。H社が「相談窓口と審査部は連携しているのではないのですか」と聞くと、申し訳なさそうに、「連携していません……」という実情を口にする担当者もいました。こういったやり取りを続け、何度申請をし直しても一向に「不備」が解消されない状態。不備のループに陥り、H社は、どんな資料を提出しても

「不支給決定」という結論は決まっているのではないかと……とまで感じたそうです。

① 時支援金（要件は月次支援金とほぼ同様で、支給額は法人が六〇万円、個人事業主が三〇万円）の不支給決定を受けたS社も、申請

手続きの中で「不備」通知を受け、必要書類をすべて提出したにもかかわらず、「不備」解消を求める通知が続き、ときにはすでに提出済みである書類の提出を求められました。理不尽と思っても、求められる以上仕方がないと対応を続けましたが、最終的には不支給決定となったのです。

H社・S社ともに小企業であり、決して余裕のある経営状況でない中で訴訟を抱えるというのは大変なことです。それでも訴訟を決意したのは、中小零細企業を救うために設けられた給付金制度によって、膨大な時間と労力をさかたうえに、あまりにも理不尽な対応をされたことについて、その不当性を明らかにしたいという思いです。

② の不備ループの問題は、TBSの番組「報道特集」でも取り上げられるなど、少ない方が同様な状況に陥っていたことがうかがえます。

コロナ禍における給付金は、緊急時の輸血とも

いふべきものであり、本来受けるべき給付を受けられないということはあってはならないことで、このような杜撰な制度設計を民間業者に多額の契約金で委託した国の責任は重大です。

訴訟は始まったばかりですが、国の対応の違法性を明らかにすべく、当事者・支援者・弁護士ともに奮闘する決意です。ご支援よろしくお願いたします。

（弁護士：東京法律事務所 小部正治・同平井哲史・同本間耕三・同伊能暁・あかしあ法律事務所 大久保）

会員のみなさまへ 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

会員の皆様（採用）担当の方へ）

12月16日
開催

四団体法律事務所説明会の 参加申し込みのご案内

一 四団体合同法律事務所説明会は

二月一六日

二〇二三年二月二六日（土）一三時から、七七
期司法修習生（二〇二三年二月八日合格発表）を
対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働
弁護団の四団体合同事務所説明会を開催します。
A P市ヶ谷七階を現地会場とし、Zoomオンラ
インのハイブリッド開催予定しております。

■プログラム（予定）

一三時～一三時半

第一部 新人弁護士による修習ガイダンスなど

一三時半～一五時

第二部 各事務所の紹介

（二事務所一分三〇秒程度／現地＋オンライン）

一五時～一八時

第三部 島に分かれて各法律事務所と参加合
格者の交流

一八時～二〇時

第四部 現地会場にて立食懇親会

二 説明会参加申し込み・四団体法律事 務所特設ウェブサイトの更新・新規

四団体説明会の参加申し込みは、下記リンクよ
りお願いします。

<https://onlhw.jp/zfick>（左記QRコード）

このリンクは、四団体ウ

ェブサイト (<https://adantai.jp>)

の)の情報更新(五〇〇〇円)

又は新規掲載申し込み(二万

円)も兼ねています。既にウ

ェブサイト更新と説明会参加についてフォームに
てご回答いただいた事務所については、回答不要



四団体説明会の
参加申込

です。改めて説明会参加申し込みだけをする場合
には、①事務所名②担当者名③メールアドレス④
四団体説明会の参加の有無の項目のみご回答いた
だければ結構です。二月五日（火）までに入力
をお願いします。

三 説明会当日の資料について

合格者に共有したい資料等がある場合やパワ
ーポイント・動画の資料がある場合は下記リンクの
フォルダにアップしてください。合格者にそのま
まデータフォルダを共有します。ファイル名に事
務所名を必ず記入してください。複数のデータを
共有する場合には、事務所名のフォルダを作成し
てフォルダごとアップロードしてください（二月
二五日まで）。

[https://www.dropbox.com/request/](https://www.dropbox.com/request/216JOfn0FWNXadDLMW9w)

[216JOfn0FWNXadDLMW9w](https://www.dropbox.com/request/216JOfn0FWNXadDLMW9w)

（下記QRコード）

説明会当日は、パワーポイン
トを会場のスクリーンに投影す
ることができませんが、事務所自

身での直接の操作はできず、口頭での指示などに
従って運営側が操作を行うこととなります。

当日の詳細については、説明会が近づいた時点
で改めて告知します。



当日資料アップ

同性事実婚に扶養を認めなかった北海道及び地方職員 共済組合の対応に、国賠法一条二項の違法はないと判断した 札幌地裁判決について

北海道 本橋 優子

1 はじめに

札幌地裁は、令和五(二〇二三)年九月二日、戸籍上同性のパートナーと事実上婚姻関係と同様の事情にあった原告が提起した国賠法一条一項に基づく損害賠償請求(通称…元道職員SOGIハラ訴訟)に対して、請求棄却の判決をした。

2 事案の概要

北海道は、届出をした事実婚の異性カップルに対して、扶養手当の支給及び寒冷地手当の増額支給をし、共済組合も、届出をした事実婚の異性カップルに対し、扶養認定をしている。

原告は戸籍上同性のパートナーと事実婚の関係にあった。原告は、在職中、北海道に対し、平成三〇(二〇一八)年七月二三日と平成三二(二〇一九)年四月一八日に扶養手当の支給、平成三〇年七月一九日と平成三二年四月一八日に寒冷地手当の増額支給の届出をした。しかし、これらの原告からの届出に対し、北海道は「認定不可」との判断をした。

また、原告は、共済組合に対し、平成三〇年七月二〇日に扶養認定の届出をしたにも関わらず、共済組合は、被扶養者の認定をすることができない旨の回答をした。

北海道が手当の支給等をする際の判断基準及び共済組合が扶養認定をする際の判断基準では、どちらも、職員の「扶養親族」の内、配偶者につい

ては、「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)」を含むとしている。

しかし、北海道と共済組合は、事実婚の異性カップルと同様の生活をしていた同性カップルである元道職員の原告が手当の支給等の届出をしたにも関わらず、内縁関係を認めず、手当の支給等や扶養認定をしなかった。

本件は、元道職員の原告が、国賠法一条一項に基づいて、北海道に対して支給されるべきであった手当相当額の金銭の請求、共済組合に対して扶養認定がされなかったことよって被った金銭的損害の請求、及び両者に対して精神的損害の賠償を求めた事件である。

3 札幌地裁判決の要旨

(1) 国賠法一条一項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、その違法性を判断するに当たっては、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に違法となると解される。

(2) 給与条例や共済組合法は、「配偶者」、「婚姻関係」等について別段の定めを置いていないことから、これらの規程は一般法である民法上の婚姻に関する概念を前提として考えられるところ、本件各規定は婚姻の届出をできる関係であることが前提となつておりと解するのが自然である。そして、給与条例や共済組合法において、民法とは異なつて同性間の関係を含むとする明確な規定は見当たらない。そうすると、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係は含まれないと解することは、現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈といふことができる。

(3) 一部の地方公共団体において、本件各規定

と同様の規定ぶりであっても同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることが認められる。しかしながら、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係も含まれないと解するのが現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈であり、扶養手当の支給の目的や共済組合法の被扶養者に適切な給付を保障する趣旨等が、同性間の関係であっても当てはまる場合があるとしても、扶養手当の支給や寒冷手当の増額支給が公的財源によって賄われ、また、共済組合法の各種給付も同様に公的財源を基盤としてることからすると、婚姻制度や同性間の関係に対する権利保障の在り方等について様々な議論がされている状況であることや、一部の地方公共団体において同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることを踏まえても、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係を含むと解釈しなければならぬという職務上の注意義務を個別の公務員に課することはできないといふべきである。

4 本判決の評価

本判決は、原告の請求を棄却するために必要な

判断のみをするという観点から、被告らの注意義務の有無に限って判断した判決である。そのため、同性間の事実婚に関する今後の訴訟において、参考になる点は少ないように思われる。

また、本訴訟は、原告個人の権利救済だけではなく、日本全国に多くいる同性間の事実婚をしている職員やその他LGBTの問題に関わる人たちの希望となることを目指していた。そこで、原告の意見陳述等も行い、裁判官に対して、本訴訟の意義を伝えるように努めていた。しかし、本判決においては、原告が判断を求めていた憲法一四条違反についての判断は全くなされない上に、何らの希望を示すような判示も無かったことに、弁護団の一員であった私は深く失望している。

原告が控訴をしなかったため訴訟は終了した。もつとも、現在、同性間の事実婚の関係にある職員の権利を保護する施策を始めた地方公共団体が増えつつある。今後、生まれ始めた同性間の事実婚に対する権利保障の流れがより一層強まることを期待したい。

任期延長を理由とする改憲策動に 反対する院内集會に参加しました

弁学会合同部会議長 笹山 尚人

一〇月一八日、臨時国会の開會を二日後に控え、「改憲問題対策法律家六団体連絡会」と「9条改憲NO!全国市民アクション」の共催で、任期延長を理由とする改憲策動の危険性を学び、反対していくための院内集會が開かれました。当部会も、六団体の一翼を担う団体として、私が議長として参加し、また当部会の事務局員二名がネット配信の担当事務などを担うために参加しました。

私はなぜか開會あいさつを任されたのですが、青法協が平和と人権、民主主義の発展を願って結成された団体であること、団体名に「青年」とあるように、部会の活動は若手の会員によって担われていることが多いこと、青年法律家にとって現在の世の中は、私たちが憲法を学びその実現を理想とする観点からすれば、理想と程遠く、むしろ

逆行している現実であること、その現実を変え、憲法の理念実現のために青年法律家は奮闘すると、今日の集會はそのための一環として重要であると考えていること、といったお話をさせていただきました。

集會では、自由法曹団から田中隆弁護士が、それから飯島磁明・名古屋学院大学教授、永山茂樹・東海大学教授が、それぞれ、改憲策動の系譜、安保三文書に基づき南西諸島に広がる基地強化の現状、緊急事態を想定しての任期延長改憲策動の問題点といった内容でそれぞれ講演されました。皆さん短時間の中に、要領よく話が詰め込まれて充実した講演でした。

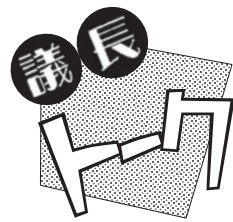
また国会議員としては、立憲民主党の杉尾秀哉

議員、日本共産党の山添拓議員、社会民主党の福島瑞穂議員がご挨拶をしてくれ、れいわ新選組の榊淵万里議員からはメッセージが寄せられました。

この集會を通じて、緊急事態における国会議員の任期延長論には立法事実がないこと、この策動は、改憲をなんとしても成し遂げたいためのとば口としての性格を持つことなどを共有できたと思います。この問題を通じて、臨時国会中に改憲策動を進めさせることを止めなければならないとの思いを強くしました。

なおすでにご案内のとおり、法律家六団体連絡会では、この一〇月、「国会議員の任期延長改憲その危険な本質」という表題のパンフレットを発行し、一部一〇〇円にて普及しております。ご利用の方は、ぜひ本部までお申込みください（本紙最終ページに申込みフォームを掲載）。





「修習生委員会 合宿の思い出」

私たち五三期は、一九九九年四月から二〇〇〇年九月までの一年半の修習でした。それまでの二年修習を半年短縮する初めての期であり、司法修習制度そのものもいろいろな実験的な変更を試みている時期でした。

私たちの修習中の夏、一九九九年八月と、二〇〇〇年八月に、青法協弁学の修習生委員会は、「夏合宿」を開催しました。今も行っている、修習生委員会による修習生と部会の活動支援と、司法修習制度そのものについての内容や問題点を共有、討議するための機会です。

当時の修習生委員会は、たしか一番上の期の先生が四二期くらいで、最若手が五二期で

した。そして、私たち五三期修習生部会の会員たちも、夏合宿に呼ばれました。

私の記憶に間違いがなければ、一九九九年八月は、神奈川県三浦半島のホテルで、二〇〇〇年八月は、長野県の越後湯沢のホテルで行われました。

「合宿」なので、一泊二日です。日中の討議はもちろん充実しているのですが、夕食懇親会や、そのあとの部屋飲みが抜群に楽しかった記憶があります。

一九九九年八月のときは、その年の秋から本格始動した「プレ研修」の討議がありました。司法修習が半年短縮され、修習の実が上から翌年四月までの修習開始までの期間に、私たち五三期で実験的に行われた事前研修が、修習を補う意味でも青法協を広げる意味でも有用だとなり、五四期予定合格者から本格的にこれを広げるといふ準備がなされた会議でした。私たちの体験や修習の状況も踏まえ、熱のこもった討議が行われ、夜も大いに盛り上がり明け方まで飲み明かした記憶があります(笑)。確か、二日目の会議終了後に

は、近くの三浦海岸で五二期の先生方と海水浴をしました(笑)。

二〇〇〇年七月のときは、五四期修習生部会のみなさんも参加しました。当時は、ちょうど司法改革の論議が盛んに行われていました。青法協でも司法修習問題に関してパンフレットの作成が取り組まれていて、修習生委員のみなさんが執筆したゲラ刷りの原稿をみなで読み合わせ意見交換をした記憶があります。もちろん五四期で本格始動した「プレ研修」の大成功を受け、これを今後引き継ぐための実務的討議も行われました。

今振り返ると、時間をとって議論することや、交流すること、楽しい時間があることも、お互いを知り、また活動を深化させるために有益だったなあと思っています。

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人)

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第3回（冬）

12月1日（金）～2日（土）

福井

*第4回（春）

2024年

3月8日（金）～9日（土）

兵庫県

【第55回定時総会】

2024年

6月29日（土）～30日（日）

北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

12月6日（水）10時半～

【広報委員会】

12月13日（水）17時～

『国会議員の任期延長改憲』その危険な本質 ～軍事大国化の中での憲法審査会の動向～ を発行しました。

安保3文書改定の閣議決定を受けて、大軍拡と戦争準備が進められています。衆議院憲法審査会では、自民、公明、維新、国民、有志の会の4党1会派が、この秋にも国会議員の任期延長改憲の条項案をまとめるとしています。任期延長改憲は、単なる「お試し改憲」ではなく、「戦争する国」を完成させる「突破口」「導入口」となるものです。

このパンフは、憲法審査会の今の動きを伝え、緊急事態における任期延長改憲の危険な本質をわかりやすく説明しています。政府自民党の進める「戦争する国づくり」「戦争するための改憲」にNO! の声を一層大きなものとするために、ご活用ください。

【申込フォーム】

<https://forms.office.com/r/mfmXgTdMcE>

（QRコードより注文できます。）

2023年10月3日発行（A5判32頁）

編集・発行：9条改憲NO!全国市民アクション／改憲問題対策法律家6団体連絡会

頒価100円（送料別途、ただし10部以上は送料無料）



編集後記

▼戸籍上の性別の変更をするのに、手術が必要とする規定は違憲だという大法廷判決が出た。以前はこの種の問題は、触れてはならない領域と受けとめられていたと言えるだろう。しかし今では、正面から向き合って考えるべきだとなってきたわけである。思えば世の中は昔とはだいぶ変わってきたという感慨を覚える。▼同じように、「世の中変わった」と思うテーマとして「嫌煙権」問題がある。当時はこのような思想を説く者はラディカリストだという雰囲気もあったが、今では、喫煙者は害毒を流すものとして抑圧され、絶滅危惧種になりそうな感じである。▼しかし、老人の古い感覚で回想にふけっているだけでは、『青年法律家』は衰亡の道を歩むことになる。というところで、若い感覚を持つホンマものの「青年法律家」が広報委員会に登場しないものだろうか。思い続けて久しいのが無念な点である。

（高野真人）